令和３年１月１日　第80号

商工会ニュースやまだ

〈山田町商工会 60 周年記念式典〉

新年のごあいさつ

山田町商工会　会長　**阿部 幸榮**

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、商工会事業の推進にあたりまして、会員の皆様はじめ、関係各位には格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、山田町商工会60周年記念式典には、コロナ禍にもかかわらず多数のご参加をいただき、感謝を申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症対策に終始した年でありました。日本経済が落ち込む中、国・県・町より大規模な経済対策を打ち出していただきました。当会におきましても、会員のみならず町内事業者の皆様の各種相談や申請事務などの支援に取り組みました。７月には町のご支援をいただき、30％のプレミアム付きの商品券を２万セット販売し、町内経済の活性化を図りました。

今後も、会員の皆様への支援を最優先に第二期の「経営発達支援計画」に基づき、伴走型小規模事業者支援推進事業等を実施して参りたいと思っております。

本町の商工業を取り巻く情勢は、終息が見えない新型コロナウイルス感染症の影響により、ますます厳しさを増しておりますが、地域と地域商工業の発展に向けて今後も全力で取り組んでまいりますので、会員各位並びに関係各機関におかれましても、より一層のご支援とご協力をお願い致します。

結びに、皆様のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げまして、新年のごあいさつと致します。

山田町商工会 60 周年記念式典

去る 11 月 25 日（水）、山田町中央公民館大ホールにおいて新型コロナウイルス感染症拡大防止のための配慮を行ったうえで「山田町商工会 60 周年・山田町商工会青年部 60 周年・山田町商工会女性部 45 周年記念式典」を開催致しました。式典には 58 名（うち来賓 15 名）が出席し、阿部会長が式辞を述べ、豊間根実行委員会委員長、松本青年部長、木村女性部長がそれぞれの歩みを述べました。続いて永年勤続従業員表彰及び表彰伝達が行われ、以下の方々が表彰されました。最後に来賓を代表して佐藤信逸　山田町長、髙橋富一　岩手県商工会連合会長が祝辞を述べました。

●永年勤続従業員表彰
- 勤続 30 年表彰　後藤　茂雄（後藤自動車整備工場）
- 勤続 10 年表彰　甲斐谷　陽平（くりっこ屋菓子店）
- 勤続 5 年表彰　西村　一幸（株式会社越田土建）
  佐々木　健（　〃　）
  里館　盛康（　〃　）
  川口　守　（　〃　）

●表彰伝達
全国商工会連合会長表彰
- 役員功労者表彰　阿部　博美（山田町商工会理事）
  川石　睦　（　〃　）
- 女性部功労者表彰　木村　千種（　〃　）
- 優良女性部功労者表彰　山田町商工会女性部
- 優良従業員表彰　後藤　茂雄（後藤自動車整備工場）

年末調整個別指導のお知らせ

１　期　日　　令和３年１月６日（水）から７日（木）まで
　　（午前）９時 30 分から正午まで・（午後）１時 30 分から４時まで
２　場　所　　山田町商工会館２階研修室

必要書類

＊　**従業員本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等（年少扶養親族を含む）の個人番号（マイナンバー）**
＊　**給与支払者の個人番号（マイナンバー）**または**法人番号**
＊　**印鑑、源泉徴収票、源泉徴収簿**とそれ以外の下記書類
　① 保険関係（生命保険料控除証明書、損害保険・火災保険・地震保険の控除証明書、小規模企業共済掛金控除証明書、国民年金の証明書、国民年金基金の証明書）
　② 中途入社の方（前職分の源泉徴収票）
　　*複数ある場合にはすべて　*用意できない場合には、年末調整は出来ません
　③ 国民健康保険・介護保険を支払った方（領収書）
　④ 配偶者・被扶養者でパート・アルバイトをしている人がいる場合（氏名・収入金額）

＊必要書類が全て揃っている方のみ、指導を行いますので、ご注意ください。
＊上記期日以外の指導は受付致しかねます。
＊**納付期限**以降の場合は受給者１人につき 500 円（税別）の手数料が掛かりますので、お早めにお願い致します。

決算個別指導会のお知らせ

令和２年分の決算書及び確定申告書の確認指導会を下記の日程で行います。

ご希望の方は必ず予約をして下さい。（決算指導を受けた日（終えた日）及び指導内容により手数料が異なります。詳しくは下記の手数料基準をご覧下さい。）定員になり次第締め切りますので、お早めに申し込みを願います。尚、申込締切後は、受付いたしかねますのでご了承下さい。

１　期　　日　令和３年１月18日（月）から２月26日（金）まで（但し、土・日・祝日は除く）
（午前）９時30分から**正午**まで　　（午後）１時30分から４時まで

２　場　　所　山田町商工会館２階研修室

３　申込締切　令和３年１月29日（金）午後５時まで

４　持参書類　諸帳簿、通帳、領収書、保険関係（生保、損保・火災・地震、小規模、国民年金、国民年金基金）控除証明書、確定申告のお知らせはがき、平成30～令和元年分決算書・確定申告書の控）

＊**申告書**には、**個人番号（マイナンバー）の記載、本人確認書類の提示または写し**の添付が必要です。

＊諸帳簿、領収書等が整理されていない場合、指導できませんので、来会前に整理してください。

本人確認書類について

個人番号カードがあれば、１枚で本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

なお、個人番号カードをお持ちでない方は、以下の**番号確認書類**と**身元確認書類の写し**の添付をお願いします。

① 番号確認書類≪ご本人の個人番号（12桁）を確認できる書類≫

・通知カード　・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（個人番号の記載のあるものに限る）のうちいずれか１つ

② 身元確認書類≪記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類≫

・運転免許証　・公的医療保険証の被保険者証　・パスポート　・身体障害者手帳　・在留カード　などのうちいずれか１つ

山田町商工会決算手数料基準

			金　額	摘　要
決算書、収支内訳書１枚作成につき			4,000～10,000円	未集計BS付　10,000円 未集計　8,000円 集計済BS付　6,000円 集計済　4,000円
	決算書（BS付き）		＋　4,000円	
確定申告書１枚作成につき			4,000円	
	分離課税申告	譲　渡	＋　9,000円	
		山　林	＋　7,000円	
		その他	＋　7,000円	
	住宅借入金等特別控除		＋　4,000円	
	医療費控除		＋　4,000円	
	損失申告		＋　4,000円	
消費税申告書	一般課税		＋　7,000円	
	簡易課税		＋　5,000円	
非会員の方			＋　16,000円	商工会会員以外
納付期限を過ぎてからの年末調整（１人につき）			＋　500円	
１月31日までに決算指導を受けた方			△　2,000円	割引
３月１日以降に決算指導を受けた方			＋　2,000円	

上記手数料の合計額をもらいうけます。（上限50,000円）　**※消費税は別途請求致します。**

新型コロナウイルス感染症に関する支援施策

（１）持続化給付金（申請期限：令和３年１月１５日（金））

対象事業者	資本金 10 億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、会社以外の法人（医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人等）、小規模事業者、個人事業者
給付額	**法人企業：最大 200 万円、個人事業者：最大 100 万円**　※昨年の売上減少分が上限。 【計算方法】前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12 ヶ月）
主な要件	・新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で 50%以上減少**している事業者であること。 ・2019 年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者であること。
必要書類	**①確定申告書第一表（１枚）**…税務署の「収受印」が必要。 ※「収受印」が無い場合は、e-Tax（電子申告）の「受信通知」、または税務署窓口で発行する「納税証明書（その２所得金額用）」を代用。 **②〈法人企業〉法人事業概況説明書（２枚）** **〈個人事業者〉青色申告決算書または収支内訳書** **③2020 年の対象とする月の売上台帳等** ※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。 **④申請者名義の通帳の写し（表紙および通帳を開いた１・２ページ）** **⑤〈個人事業者のみ〉本人確認書類**　※運転免許証、個人番号カードなど。
申請方法	パソコンまたはスマートフォンによる**「電子申請」のみ**。 持続化給付金 HP（https://jizokuka-kyufu.go.jp/）よりアクセスし、手続きを進めてください。 お問合せ先：0120-279-292　時間：8 時 30～19 時（土曜・祝日除く）〈持続化給付金〉

（２）家賃支援給付金（申請期限：令和３年１月１５日（金））

対象事業者	上記、持続化給付金の対象事業者と同様
給付額	**法人企業：最大 600 万円、個人事業者：最大 300 万円** 申請日の直前 1 か月以内に支払った賃料などをもとに算定。
主な要件	・新型コロナウイルス感染症の影響により、「ひと月の売上が**前年同月比で 50%以上減少**している事業者」または「連続する 3 か月の売上の合計が前年の同じ期間の合計と比較して **30%以上減少**している事業者」であること。 ・2019 年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者であること。
必要書類	上記、持続化給付金の必要書類に加え、 **①賃貸借契約書の写し** ※申請者ご自身の名義で契約されていること、「2020 年 3 月 31 日」と「申請日」の両方で有効なものであること **②直前３か月間の賃料の支払い実績を証明する書類**　※通帳の写しなど **③誓約書**　※代表者の自署
申請方法	パソコンまたはスマートフォンによる**「電子申請」のみ**。 家賃支援給付金 HP（https://yachin-shien.go.jp/index.html）よりアクセスし、手続きを進めてください。 お問合せ先：0120-653-930　時間：8 時 30～19 時（土曜・祝日除く）〈家賃支援給付金〉

※既に給付金を受け取っている方は再度申請することはできません。

※申請サポート会場へ行くことが困難な事業者は、当会が申請支援を行います。その際は事前に電話予約の上、来所してください。

新型コロナウイルス感染症に関する支援施策

（３）山田町の支援制度（飲食業向け）

１．山田町事業継続支援金（飲食業）

対象事業者	事業継続のために緊急に資金を必要とする町内飲食業者 ※詳細は山田町水産商工課にお問い合わせください。
給付要件	感染症拡大の影響により令和２年11月から令和３年１月までの間の任意の一月の売上が、対前年同月と比較して30%以上減少した町内に店舗棟を構える飲食業を営む中小企業者、個人事業者 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、営業上の必要な取組を行っていただきます。 ※2019年分の確定申告（確定申告の義務のない個人事業主の場合は住民税申告）をしていない事業者は対象外です。
給付額	１事業者１店舗あたり **30万円** ※複数店舗営業の場合は30万円×店舗数、申請は１店舗１回限り
受付期間及び場所	期日：令和２年12月14日（月）から令和３年２月26日（金）まで 時間：午前９時～午後５時（土日祝日、年末年始を除く） 場所：山田町役場２階　水産商工課（山田町八幡町3-20、電話：0193-82-3111）
必要書類	**①申請書、法人代表者、事業者の印** ※申請書は町水産商工課で配布するほか、町ホームページからダウンロードできます。 **②申請書に記載の売上高が確認できる書類** 例：決算書、確定申告書、売上台帳などの写し **③本人確認書類**（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど） ※法人代表者・事業者本人が持参しない場合は、委任状及び委任状を持参した代理人の本人確認ができる身分証明書 **④事業を行っていることが確認できる書類** 例：登記事項証明書、確定申告書、営業許可証などの写し **⑤振込指定口座の通帳等の写し**（申請者本人の公財に限ります。） ※町のコロナ関連の補助金や支援金を受けたことがある場合は、「④は不要」、振込口座の変更がない場合は「⑤も不要」

２．テイクアウトサービス等導入支援事業補助金

対象事業者（右の全てに該当する事業者）	・山田町内に飲食店を置く事業者 ・テイクアウトサービス又はデリバリーサービスを実施するために必要な営業許可を受けている事業者 ・令和２年３月１日以降にサービスを開始した事業者 ・補助金の交付申請日において対象サービスが終了していない事業者
対象経費	テイクアウトサービス又はデリバリーサービスを導入するために要した経費 例：消耗品費（容器等の資材購入費など）、印刷製本費（メニュー作成費など）、広告宣伝費（チラシ配布など）、その他サービス導入に必要と認められた経費
補助金額	補助対象経費の合計額（**上限10万円**）※1,000円未満は切り捨て
受付期間及び場所	期日：令和３年２月26日（金）まで 時間：午前９時～午後５時（土日祝日、年末年始除く） 場所：山田町役場２階　水産商工課　観光振興係（TEL：0193-82-3111（内線223、224））
必要書類	**①補助金申請書兼実績報告書（様式第１号）** **②確認書（様式第２号）** ※様式第１号、第２号は町水産商工課の窓口配布または町ＨＰよりダウンロードすること **③領収書等の支払いを確認できる書類の写し** **④営業許可証の写し** **⑤サービスの実施が確認できる書類**（メニュー、チラシなど） **⑥本人確認書類**（運転免許証、マイナンバーカードなど）

新型コロナウイルス感染症に関する支援施策

（４）地域企業感染症対策等支援事業（申請期限：令和３年２月１０日（水））

対象事業者	中小企業者又は個人事業主で、**不特定多数の人の出入りがある来店型店舗**を岩手県内に有する事業者（飲食業、小売業、サービス業等）
補助額	補助対象経費について **10 万円（税抜）**を上限に実際に支払った金額を補助。
対象期間	令和２年４月～令和３年１月末
対象経費	ガイドラインに沿った感染症対策を実施するために生じた経費（以下、経費例） ・飛沫対策：アクリル板、個人防護具、マスク、使い捨て手袋、など ・換気設備：換気扇、空気清浄機、エアコン、加湿器、など ・消　　毒：消毒用品、消毒液、除菌シート、店内施設の抗菌化、など ・手 洗 い：センサー式水道蛇口、石鹸、ペーパータオル、など ・体調管理：体温計、サーモカメラ ※囲み文字は消耗品扱いとして上限が３万円まで。
必要書類	**①申請様式（第１号～第５号）** **②〈法人企業〉法人番号が分かる資料の写し** **〈個人事業者〉本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）** **③証拠書類の写し（領収書など）** ※支払者と支払先、経費の内容、支出金額、支払日の全てが確認できる必要があります。 **④受取口座通帳の写し**
申請方法	上記、必要書類を準備し、山田町商工会まで郵送またはご持参ください。 住所：〒028-1351　下閉伊郡山田町長崎 3-6-18 電話：0193-82-2515

プレミアム付き食事券の販売について

商工会ではプレミアム付き食事券（GoToEat キャンペーン）を販売しております。

【販売内容】

・25%のプレミアム付き食事券冊子を**１冊 4,000 円**で販売しています。
（500 円券×10 枚綴り、額面 5,000 円）
・販売期間は**令和３年１月 29 日（金）まで**、時間は９時～17 時。
（土日・祝日、年末年始を除く）
・利用期間は**令和３年３月 31 日（水）まで**。
・岩手県内の参加飲食店のみ使用できます。
・食事券は一部及び全部を問わず、換金、転売及び払い戻しはできません。
・お店によっては他クーポンやサービス等と併用できない場合があります。
詳しくは各店舗にご確認ください。

（プレミアム付き食事券）

GoToEat
公式ホームページ

◆飲食事業者の方へ

参加飲食店の募集は引き続き行われています。登録申請の受付は、**令和３年２月 10 日（水）まで**となっておりますので、参加を希望する飲食店は GoToEat 公式ホームページより手続きを行ってください。手続きの方法が分からない方は商工会までお問い合わせください。

宮古地区優良勤労青少年表彰について

宮古地域雇用対策協議会では青少年の雇用安定事業の一環として、他の模範となる優良勤労青少年を事業主に推薦していただき表彰しています。

◆推薦基準　①高等専門学校、短期大学、大学を卒業したものでない者
②令和２年 12 月１日現在で満 25 歳未満の者
③令和２年 12 月１日現在で同一事業所に３年以上勤務している者
④勤労意欲が旺盛で、職場において先輩・同僚から信頼されている者
⑤同一事業所に永続的に就業見込みのある者
⑥過去に同一の表彰を受けたことのない者

◆申込期限　令和３年１月 22 日（金）

◆お問合せ　宮古地域雇用対策協議会　TEL：0193-63-8609